

双葉町 社協だより

“社協は社会福祉協議会の略称です”

令和3年7月15日発行

第20号

社会福祉法人
双葉町社会福祉協議会

〒979-0142

福島県いわき市勿来町酒井青柳14-5

TEL (0246) 84-6725

FAX (0246) 84-6728

短冊に
願いを込めて★



デイサービスで
七夕の壁飾りをつくりました！

笑顔・健康・元気



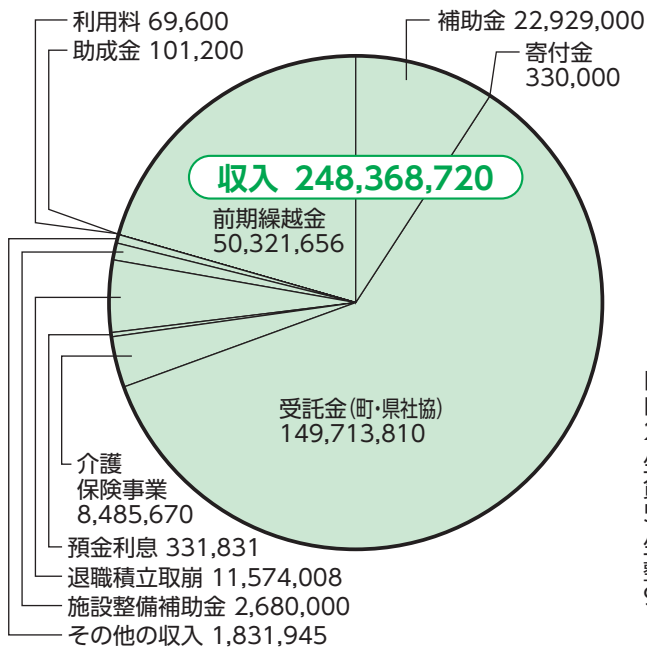
目次

令和2年度決算・事業報告	2
令和3年度予算・事業計画	3
会長あいさつ／役員紹介	4
地域包括支援センター／生活支援相談員	5
サロンの紹介／デイサービスセンター	6
民生児童委員協議会／老人クラブ連合会	7
寄付／日本赤十字社／生活福祉資金特例貸付	8

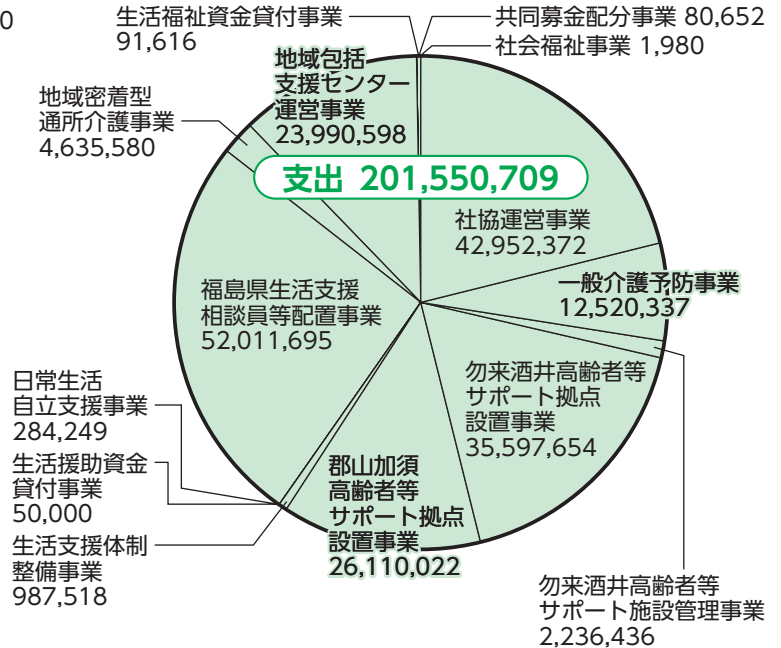
令和2年度 決算

〔単位：円〕

収入



支出



令和2年度 事業報告

1. 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、監査の開催

- ・理事会 3回 (うち書面決議 1回)
- ・評議員会 3回 (うち書面決議 1回)
- ・評議員選任・解任委員会 1回
- ・監査 2回

2. 地域福祉事業

- (1) サポートセンター設置運営事業～町受託事業
 - ① 双葉町サポートセンター (郡山市)
 - ・総合相談 125件 (要介護認定、介護・生活に関する相談)
 - ② いきいきサポートセンター (加須市)
 - ・総合相談 23件 (介護・生活に関する相談)
 - ・地域交流サロン 47回 延べ471名
 - ③ 双葉町サポートセンターひだまり (いわき市)
 - ・総合相談 125件 (介護・生活に関する相談)
 - ・デイサービス 171回 延べ1,261名
- (2) 生活支援相談員配置事業～県社協受託事業
 - ① 訪問活動

・郡山地区 1,779件	・白河地区 785件
・いわき地区 3,091件	・南相馬地区 1,039件
・加須地区 1,075件	
 - ② 交流サロン
 - ・南相馬ひだまりサロン 63回 延べ256名
- (3) 一般介護予防事業～町受託事業
 - ① 社協サロン

・郡山市 2回 延べ28名	・白河市 3回 延べ28名
・いわき市 2回 延べ9名	・南相馬市 2回 延べ11名
 - ② 健康運動教室
 - ・福島市 7回 延べ42名
 - ・郡山市 47回 延べ260名
 - ③ 軽度生活援助サービス (家事援助) 延べ12名
- (4) 生活支援体制整備事業～町受託事業
 - ・定例会議 8回
 - ・地域ケア推進会議 (書面) 1回
- (5) 日常生活自立支援事業～県社協受託事業
 - ・利用者数 5名 対応件数 110件
 - ・その他、相談件数 95件

(6) 生活困窮者支援事業

- ① 生活援助資金貸付事業 1件
- ② 生活福祉資金貸付事業～県社協受託事業
新型コロナウイルス感染症による特例貸付等対応

・緊急小口資金	貸付件数 10件
・総合支援資金 (生活支援費)	貸付件数 7件
・総合支援資金 (生活支援費) 延長貸付	貸付件数 3件
・総合支援資金 (生活支援費) 再貸付	貸付件数 1件
・相談対応件数	延べ件数 81件

③ フードバンクの活用 延べ件数 5件

3. 地域包括支援センター運営事業～町受託事業

- (1) 総合相談支援事業
 - ・総合相談 250件
 - ・関係機関との連絡調整 1,572件
- (2) 権利擁護事業
- (3) 介護予防ケアマネジメント事業
介護予防支援 (要支援認定者に対するケアプラン作成、給付管理)
委託件数 894件
- (4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
- (5) 地域ケア会議推進事業
 - ・地域連携会議 9回開催
 - ・個別ケア会議 8回開催
 - ・地域ケア推進会議 (書面) 1回
- (6) 認知症総合支援事業
 - ・認知症初期集中支援推進
 - ・認知症地域支援・ケア向上

4. 在宅福祉事業

- ・地域密着型通所介護事業 (介護保険事業) 延べ662人
- ・運営推進会議 2回

5. 双葉町地域福祉ビジョン (第2次) の策定 (令和2年12月)

6. 広報啓発事業

- (1) 社協だより発行 (年2回)
令和2年7月、令和3年1月 (全戸配布)
- (2) ホームページ公開

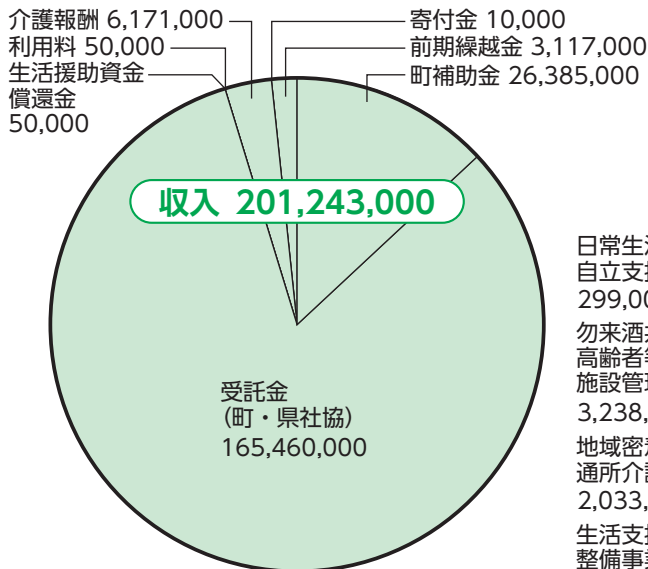
7. 団体事務

- (1) 双葉町民生児童委員協議会
- (2) 双葉町老人クラブ連合会

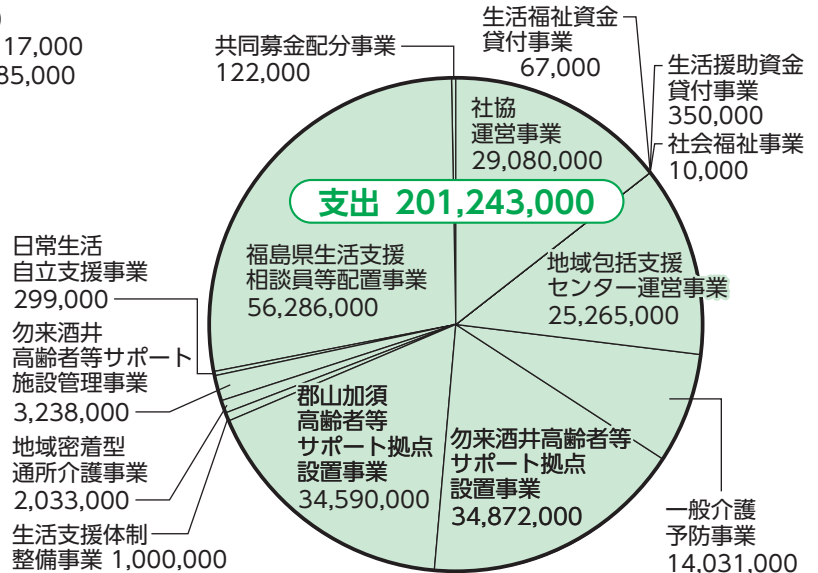
令和3年度 予算

〔単位：円〕

収入



支出



令和3年度 事業計画

1. 基本方針

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故から10年が経過し、双葉町民は今なお町外での生活を余儀なくされています。長期の避難生活による地域コミュニティの崩壊、また家族形態の変化により、一人暮らしの高齢者等高齢者世帯が増加し、社会的孤立、健康状態の悪化など多くの課題を抱え、社会福祉のニーズはますます複雑・多様化しています。また、新型コロナウイルス感染症拡大により、失業等収入減少による生活困窮世帯の増加、交流機会等の減少による心身への影響が課題となっています。

このような状況から、本会では、令和3年度から令和7年度までの第2次双葉町地域福祉ビジョンを作成し、本会に求められる役割や具体的な施策を5年のステップ別に整理しました。本年度は地域福祉ビジョンに基づき、町民支援体制の強化及び帰還を見据えた組織体制の整備等、関係機関と連携を図りながら町民の福祉の増進に取り組めます。

2. 重点項目

- (1) 相談支援体制の強化
- (2) 介護予防等による町民の健康増進・向上
- (3) 地域支え合い及び災害時等の助け合いの推進
- (4) 組織体制の強化

3. 事業内容

- (1) 法人運営事業
 - ① 理事会、評議員会の開催
 - ② 監事による監査の実施
 - ③ 事業財源の確保
 - ④ 帰還に向けた組織体制の整備及び事業の検討
 - ⑤ 地域福祉ビジョンの進行管理
 - ⑥ 職員の専門性や技術の向上のための研修機会の確保及びメンタルヘルスケアの実施

(2) 地域福祉事業

- ① サポートセンター設置運営事業～町受託事業
いわき市、郡山市、加須市に設置
- ② 生活支援相談員配置事業～県社協受託事業
- ③ 一般介護予防事業～町受託事業
- ④ 生活支援体制整備事業～町受託事業
- ⑤ 日常生活自立支援事業（あんしんサポート）～県社協受託事業

(3) 地域包括支援センター運営事業～町受託事業

- ① 総合相談支援業務
- ② 権利擁護業務
- ③ 介護予防ケアマネジメント業務
- ④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- ⑤ 地域ケア会議推進事業
- ⑥ 認知症総合支援事業

(4) 介護保険事業

- ① 地域密着型通所介護事業（デイサービスセンター）
- ② 介護予防支援事業（地域包括支援センター）

(5) 地域支え合い推進事業

- ① 地域見守り活動
- ② 災害時等の助け合い体制整備
- ③ 地域支え合いの啓蒙・啓発

(6) 広報啓発事業

- ① 社協だよりの発行及びホームページによる情報開示

(7) 団体事務

- ① 双葉町民生児童委員協議会
- ② 双葉町老人クラブ連合会



会長あいさつ



人は人に支えられ、救われる

社会福祉法人 双葉町社会福祉協議会 会長 高野 泉



町民の皆さまには、日頃より双葉町社会福祉協議会の各事業等にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

今月いよいよオリンピックが開催されますが、今、世界各国で新型コロナウイルス感染症が拡大しており、国内を見ても感染者数を止めることが出来ず、困難を期している状態であります。当協議会としては、感染予防対策を万全にし、業務遂行にあたっているところであります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により休業や失業等のため、一時的または継続的な収入の減少から生活資金が必要な町民へ、昨年3月から生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金及び総合支援資金の受付、その支援に努めてきたところであります。

昨今の地域福祉を取り巻く課題は、急激な高齢化の進行をはじめ生活困窮者の自立支援、孤立、孤独、虐待、権利擁護など多岐にわたり、コロナ禍もあって、ますます複雑化、深刻化しています。

当協議会は、行政、民生・児童委員など関係機関、団体と手を携え、地域福祉のさらなる充実を目指して参る所存であります。

人は、多くの人に支えられ、救われています。避難の中にあっても、何よりも自分らしく、人生を豊かにし、心身の健康維持に努めて頂きたいと思ひます。安全と健康は幸せの原点です。

先月、役員（理事・監事）及び評議員が改選されました。今後さらに役職員一丸となって事業等の一層の充実・発展を目指し、誠心誠意努力してまいりますので、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

これから夏本番となりますので、暑さ対策をとり健康に留意され、今後の更なるご多幸をお祈り申し上げます。

新役員・新評議員の紹介

任期満了に伴い、新役員及び新評議員が就任されました。また、6月24日の理事会において、会長に高野泉理事、副会長に田中清一郎理事が選任されました。氏名及び任期は次のとおりです。

※敬称略

役職名	氏 名	役職名	氏 名	役職名	氏 名
会 長	高 野 泉	理 事	高 橋 秀 行	評 議 員	佐 藤 孝
副 会 長	田 中 清一郎	監 事	作 田 みどり	〃	伊 澤 和 夫
理 事	伊 藤 哲 雄	〃	渡 邊 雄 二	〃	新 川 安 子
〃	新 工 澄 子	評 議 員	作 本 信 一	〃	熊 豊 子
〃	前 田 洋 海	〃	箭 内 充	〃	山 下 正 夫
〃	梅 田 壽 嘉	〃	木 幡 智 清	〃	木 幡 文 子
〃	大 住 宗 重	〃	石 田 翼	〃	永 井 實智子
〃	谷津田 尊 之	〃	西 尾 富 雄	〃	石 川 若 子

[任期] 役 員：令和3年6月16日～令和5年度最初の定時評議員会終結の時
評議員：令和3年6月16日～令和7年度最初の定時評議員会終結の時

双葉町社協ビジョンを作成

平成27年11月に作成したビジョン（第1次）に続き、令和3年度から令和7年度までの5年間を対象とした双葉町地域福祉ビジョン（第2次）を作成しました。ビジョンの詳細は、双葉町社協ホームページにてご覧いただけます。

基 本
目 標

- 関係機関・団体との協働による、支援を必要とする町民の生活支援及び社会参加の機会確保による自立支援（自助）
- 避難先との連携を推進し、地域住民同士が支え合う環境づくり（互助）による町民の生活再建



地域包括支援センター



～ 地域支え合いについて ～

東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故から10年が経ちました。長期の避難生活を通じて、地域の絆の大切さがより強く感じられます。これからも地域で安心して暮らすためには、地域の方々とのつながりが大切です。

皆さんの身近に困りごとを抱えている人はいませんか

(高齢者、障がい者、子育て中の人など)



地域のつながりを見つめ直してみましょう

コロナ禍もあり、色々な縁が薄くなり地域のつながりが弱まっています。つながりを見つめ直し、お互いに支え合える地域を作りましょう。



つながりを作る

つながりが生まれる

安心・安全

地域のつながりは突然生まれるものではありません。まずはご近所と顔なじみの関係を築きましょう。



見守り・声かけ



小さな気遣い



気軽な相談相手

近所の方などとお互いに顔の見える関係ができることで、地域のつながりが強くなり、孤独死や孤立死、悪徳商法や振り込め詐欺被害などの防止にもつながります。

住民同士の力で解決できる困り事がたくさんあります。

無理なく、ご自分にできることから始めてみましょう。

地域包括支援センターは、皆さんが地域で安心して暮らすための総合相談窓口です。ご自分やご家族の事はもちろん、地域で心配な方を見つけた場合など、いつでもご相談下さい。



お問い合わせ

双葉町地域包括支援センター
担当：木口、中谷、加藤

☎ 0246-84-6729

生活支援相談員の活動

生活支援相談員は、福島県社会福祉協議会からの委託を受け、福島県内及び埼玉県加須市において相談支援活動を行っています。お困りごとなどがありましたらお気軽にご相談ください。

なお、ご連絡先は8ページの「お問い合わせ」をご確認ください。

訪問活動(電話連絡)による安否確認

⇒お困りごとや心配ごとを伺います

- 必要な情報を提供します
- 専門機関につなぎ、必要なサービスに繋がります



活動紹介

サロンなどの開催支援

⇒サロン参加の声かけ等の協力、当日の運営支援

- 健康維持
- 近隣住民との交流のお手伝い



運動教室・サロンの紹介

各地区で運動教室、サロンを開催しています。新型コロナウイルス感染症対策として参加人数を制限していますので、参加希望の場合は事前申し込みをお願いします。詳細については、町広報紙、チラシ、社協ホームページ等でお知らせします。

健康運動教室

●開催場所／開催日

- 福島市老人福祉センター（福島市） 毎月第3火曜日
- 南東北総合卸センター（郡山市） ①第1、3水曜日 ②第1、3木曜日 ③第2、4木曜日のいずれか
- 双葉町役場南相馬連絡所（南相馬市） 毎週水曜日午前と午後のどちらか



お口の健康講話



肩こり予防体操



ストレッチ体操

いきいきサロン

●開催場所／開催日

いきいきサポートセンター（加須市）
毎週月曜日、金曜日



間違い探し

脳を
活性化

社協サロン

●開催場所 福島県内の公共施設等



タオル体操

※すべての開催日は祝日を除きます。

デイサービスセンター



デイサービスセンターでは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、皆さまが安心してご利用できるように下記の対策を行っています。また、体温が37.3℃以上の方や風邪症状等がある方はご利用自粛をお願いしています。

📷 活動の風景

- ①朝の体温測定 ②手洗い・うがい・マスクの着用 ③室内換気
④アルコール等で消毒 ⑤席の間隔を空けて座る など



【セラバンド体操】



【茶摘みゲーム】



【壁紙づくり】

お問い合わせ

双葉町社会福祉協議会（双葉町サポートセンターひだまり）
福島県いわき市勿来町酒井青柳14-5

☎ 0246-84-6725

双葉町民生児童委員協議会

●民生委員とは？

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。また児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされています。

●民生委員はパイプ役

民生委員は生活上のさまざまな相談を受け、その内容に応じて適切な関係機関につなぐパイプ役を務め、問題解決の手助けをします。

双葉町民生児童委員は福島県内および埼玉県加須市において計16名で活動しています。現在は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、訪問活動を控え、電話による安否確認を行っています。ご心配事などがありましたらお気軽にご相談ください。

《双葉町民生児童委員》

氏 名	主な担当地区	氏 名	主な担当地区	氏 名	主な担当地区
高 野 陽 子	福島地区	伊 澤 和 夫	相馬・南相馬地区	中 野 守 雄	いわき地区
泉 田 孝 子	福島地区	細 澤 界	相馬・南相馬地区	安 齋 郁 子	いわき地区
浜 田 七 郎	郡山地区	大 橋 正 子	いわき地区	福 岡 仁 子	加須地区
田 中 啓 子	郡山地区	山 本 幸 子	いわき地区	板 倉 浩 美	加須地区
廣 田 正 美	白河地区	加 村 茂 子	いわき地区	(敬称略)	
新 工 澄 子	相馬・南相馬地区	作 田 みどり	いわき地区		

お問い合わせ

双葉町民生児童委員協議会事務局

☎ 0246-84-6725



双葉町老人クラブ連合会

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年度総会を書面により執り行い、令和2年度の事業報告、令和3年度の事業計画等が承認されました。また、役員改選に伴い、新役員が右記のとおり決定しました。

今年度も役員を中心として活動していきますので、よろしくお願いします。



任期：令和3年6月1日～令和5年5月31日

※敬称略

役 職	氏 名	単位クラブ
会 長	玉 野 憲 一	郡山長寿会
副 会 長	前 田 洋 海	下羽鳥寿会
〃	釘 野 雄 一	長塚長寿会
監 事	石 田 翼	寺松紅葉会
〃	新 川 安 子	中田老人クラブ
女性部長	石 田 恵 美	寺松紅葉会
女性部副部長	釘 野 紀美枝	長塚長寿会
〃	井戸川 蓉 子	中田老人クラブ

しあわせ金婚夫婦表彰の申込みはお済みですか？

しあわせ金婚夫婦表彰は、結婚50周年を迎えられたご夫婦を祝し、福島民報社と福島県老人クラブ連合会から賞状とおしどり金メダルが送られます。

申込みは**自己申告**となりますので、**7/26(月)まで**ご連絡ください。

表彰を受けられるご夫婦	昭和46年に結婚し、50周年を迎えたご夫婦。または前回までに手続きをしなかったご夫婦。
お 申 込 み 先	双葉町老人クラブ連合会事務局 ☎0246-84-6725

※福島民報紙へ氏名が掲載されます。ご了承ください。

あたたかいご寄付をありがとうございました

皆さまのご寄付は、地域福祉活動の諸事業に大切に活用させていただきます。（順不同・敬称略）

一般寄付（令和2年12月～令和3年5月）

- ビートルズのチカラ！ 実行委員会（福島市）
- 齋藤 恒光（双葉町）
- 桑原 幸子（双葉町）
- 舘林 孝男（双葉町）
- 石橋 清則（双葉町）
- 高野 芳彦（双葉町）

物品寄付（令和2年12月～令和3年5月）

- 古谷 礼子（静岡県長泉町）：お茶など
- 勝山工業（双葉町）：マスク



日赤活動資金へのご協力ありがとうございました

双葉町分区分表彰実績（令和2年度）

- 金色有功章……………1名
（一時または累計で50万円以上）

日本赤十字社（日赤）の活動は、多くの人から寄せられる温かい善意により支えられています。

活動資金へのご協力方法は

- 最寄りの市町村または社会福祉協議会の日赤窓口でお申込みする方法
- 日赤の振込用紙による方法

などがあります。

これからもご協力よろしくお願いします。



+...+

一時的な資金の特例貸付に関するご案内

新型コロナウイルス感染症発生の影響による休業や失業等により、一時的に収入が減少した世帯を対象として、生活福祉資金貸付制度（緊急小口資金、総合支援資金）の特例貸付を実施しています。詳細については、本部事務局までお問い合わせください。また、ホームページでも内容をご確認いただけます。受付期間は令和3年8月末まで延長となりました。

なお、本資金は、返済が困難になった場合の償還免除の特例が設けられています。

貸付種類	対 象 者	貸付上限額等
緊急小口資金	【休業された方向け】 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。 ※新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	●学校等の休業、個人事業主等の特例の場合……………20万円以内 ●その他の場合……………10万円以内
		据置期間：1年以内 貸付利子：無利子 償還期限：2年以内 保 証 人：不要
総合支援資金 （生活支援費）	【失業された方向け】 生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。 ※新型コロナウイルスの影響を受け、失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	●（2人以上）……………月20万円 ●（単身）……………月15万円 ※貸付期間は原則3ヶ月以内
		据置期間：1年以内 貸付利子：無利子 償還期限：10年以内 保 証 人：不要

お問い合わせ

- 本部事務局 〒979-0142 福島県いわき市勿来町酒井青柳14-5
（双葉町サポートセンターひだまり内）
☎0246-84-6725 FAX 0246-84-6728
- 郡山事務所 〒963-0547 福島県郡山市喜久田町卸1丁目1-1
南東北総合卸センター2階第5会議室
☎024-973-5291 FAX 024-973-5292
- 加須事務所 〒347-0105 埼玉県加須市騎西501-13
☎0480-70-0057 FAX 0480-70-0058

